

○登別市都市計画審議会条例

平成12年3月30日

条例第10号

登別市都市計画審議会条例(昭和45年条例第25号)の全部改正(平成12年3月条例第10号)

改正 平成17年1月28日条例第1号

平成21年3月30日条例第4号

(目的)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、登別市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 住民を代表する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

4 委員は再任されることができる。

5 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(平17条例1・平21条例4・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第1条の規定により置かれている登別市都市計画審議会は、改正後の第1条の規定により置かれた登別市都市計画審議会とみなす。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。